



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
第 7 5 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (223) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (224) (＃)	1
	身体障害者福祉法による医師の指定 (225) (障害福祉課)	2
	飼料の試験の結果の概要 (226) (畜産課)	2
	土地改良区の役員の就任 (227) (耕地課)	3
	土地改良区の役員の就退任 (228) (＃)	4
	土地改良法による換地処分 (4件) (229～232) (＃)	5
	土地改良事業の同意 (233) (＃)	6
	保安林の指定予定 (234) (森林保全課)	6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (235) (＃)	6
	県道の区域の変更 (236) (道路課)	7
	県道の供用の開始 (237) (＃)	7
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (238) (都市計画課)	7
	鳥取県土地利用基本計画の変更 (239) (＃)	8
正 誤	平成16年 2月 6日付鳥取県告示第84号中訂正.....	8

告 示

鳥取県告示第223号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野の花診療所	鳥取市行徳三丁目431	平成16年 3月 1日
小鴨薬局	倉吉市丸山町477 - 2	＃

鳥取県告示第224号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
野の花診療所	鳥取市行徳三丁目431	平成16年 2月29日
三朝町国民健康保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨168	平成16年 3月15日
小鴨薬局	倉吉市丸山町478 - 1	平成16年 2月29日

鳥取県告示第225号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	河 合 公 子	米子市皆生新田1 - 8 - 1 労働福祉事業団山陰労災病院
〃	〃	細 川 満 人	鳥取市の場1 - 1 鳥取市立病院
内 科	呼吸器機能障害	清 水 英 治	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	佐 野 博 幸	〃
呼 吸 器 科	〃	迫 隆 紀	〃
救 急 災 害 科	呼吸器・心臓・腎臓・ ぼうこう又は直腸・小 腸機能障害	岡 田 稔	〃
〃	肢体不自由	渡 邊 建 司	〃
泌 尿 器 科	ぼうこう又は直腸・腎 臓機能障害	大 畠 領	〃
外 科	ぼうこう又は直腸・小 腸機能障害	白 井 博 之	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
〃	ぼうこう又は直腸機能 障害	中 村 誠 一	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
整 形 外 科	肢体不自由	山 本 慎 一	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院

鳥取県告示第226号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成15年12月から平成16年3月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

製造事業場の所在地及び 名称	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製造年月	試験項目		違反の有 無及び違 反の内容
				動物性 飼料	肉骨粉	
岡山県倉敷市 ジェイエイ西日本くみあ い飼料株式会社水島工場	倉吉市清谷町二丁目135 ジェイエイ西日本くみあい飼料 株式会社鳥取営業所	くみあい配合飼料 和牛もりもりいくせい	平成15年 12月	動物性 飼料	肉骨粉	無
岡山県倉敷市 西日本飼料株式会社	倉吉市小鴨533 - 1 有限会社桑田飼料店	協同印プライムビーフ 前期	"	"	"	"
"	西伯郡名和町大字名和990 - 2 島根米穀株式会社北条営業所名 和運送倉庫	日清・丸紅印子牛用人 工乳ニューカーフスター ター	平成15年 11月	"	"	"
岡山県倉敷市 中部飼料株式会社岡山工場	鳥取市本高315 - 7 イブキ株式会社	マル中印肉用牛肥育用 配合飼料 和牛らんど 仕上	"	"	"	"
兵庫県加古川市 明治飼糧株式会社加古川 工場	鳥取市叶411 - 1 中村産業株式会社商栄陸運倉庫	マルニ印配合飼料 カーフライズP	平成15年 12月	"	"	"
"	西伯郡大山町所子577 - 2 明治飼糧株式会社中国支店山陰 営業所	明治配合飼料 ハイ乳配72	平成16年 2月	"	"	"
岡山県倉敷市 中部飼料株式会社岡山工場	米子市目久美町173 高野令一商店有限会社	マル中印若令牛育成用 配合飼料 グロアー	"	"	"	"
兵庫県神戸市 松景精麥株式會社神戸工場	境港市西工業団地158 松景精麥株式會社山陰工場	きもり混合	"	"	"	"
広島県三原市 日和産業株式会社三原工場	境港市竹内団地57 株式会社ミシロ	ニチワ印若令牛育成用 配合飼料スーパーカー フ14	"	"	"	"

鳥取県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 原 進	岩美郡福部村大字左近368
"	福 田 操	岩美郡福部村大字左近22
"	邨 田 直 美	岩美郡福部村大字左近168
"	川 上 勇 夫	岩美郡福部村大字久志羅287

"	田 中 正 明	岩美郡福部村大字久志羅321
"	田 畑 博	岩美郡福部村大字久志羅250 - 4
"	出 井 清 六	岩美郡福部村大字中16
"	山 本 悟	岩美郡福部村大字中181
"	吉 田 啓 次	岩美郡福部村大字南田120
"	近 藤 真喜雄	岩美郡福部村大字南田163
"	近 藤 定 美	岩美郡福部村大字南田150 - 8
"	南 部 治 人	岩美郡福部村大字蔵見231
"	谷 口 顕 一	岩美郡福部村大字蔵見254
"	安 田 広 幸	岩美郡福部村大字蔵見250
"	谷 本 和 美	岩美郡福部村大字蔵見171
"	田 中 要 司	岩美郡福部村大字久志羅289
"	小 原 寿 春	岩美郡福部村大字左近363
"	細 川 照 敏	岩美郡福部村大字蔵見175

平成15年6月1日就任 任期3年

鳥取県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 田 博	東伯郡羽合町大字長瀬1168
"	細 川 正 一	東伯郡羽合町大字長瀬978
"	高 濱 一 雄	東伯郡羽合町大字長瀬975
"	濱 本 茂	東伯郡羽合町大字長瀬1263
"	穂 久 潤 一	東伯郡羽合町大字久留92 - 1
"	河 口 信 幸	東伯郡羽合町大字水下141
"	山 崎 昭	東伯郡羽合町大字長瀬2398 - 2
"	入 江 輝 三	東伯郡羽合町大字田後820
"	河 本 博 美	東伯郡羽合町大字上浅津361
"	福 山 正 雄	東伯郡羽合町大字上浅津203 - 2
"	富 山 義 明	東伯郡羽合町大字下浅津207 - 6
"	上 本 正	東伯郡羽合町大字南谷624 - 2
"	松 井 淳之輔	東伯郡羽合町大字橋津411
"	音 田 義 正	東伯郡羽合町大字長江1044
"	岡 本 敏 明	東伯郡羽合町大字門田423
"	福 井 兼 義	倉吉市清谷491
監 事	國 田 修二郎	東伯郡羽合町大字橋津147
"	北 村 和 正	東伯郡羽合町大字上浅津194
"	梅 田 尚 志	東伯郡羽合町大字長瀬1140

平成16年3月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 田 博	東伯郡羽合町大字長瀬1168
"	津 村 鐵 雄	東伯郡羽合町大字長瀬777 - 2
"	杉 本 英 雄	東伯郡羽合町大字久留 2 - 1
"	濱 本 茂	東伯郡羽合町大字長瀬1263
"	西 崎 豊 善	東伯郡羽合町大字久留162
"	中 川 正 典	東伯郡羽合町大字長瀬1699 - 5
"	山 崎 昭	東伯郡羽合町大字長瀬2398 - 2
"	入 江 輝 三	東伯郡羽合町大字田後820
"	河 本 博 美	東伯郡羽合町大字上浅津361
"	福 山 正 雄	東伯郡羽合町大字上浅津203 - 2
"	富 山 義 明	東伯郡羽合町大字下浅津207 - 6
"	上 本 正	東伯郡羽合町大字南谷624 - 2
"	松 井 淳之輔	東伯郡羽合町大字橋津411
"	音 田 義 正	東伯郡羽合町大字長江1044
"	岡 本 敏 明	東伯郡羽合町大字門田423
"	福 井 兼 義	倉吉市清谷491
監 事	國 田 修二郎	東伯郡羽合町大字橋津147
"	北 村 和 正	東伯郡羽合町大字上浅津194
"	梅 田 尚 志	東伯郡羽合町大字長瀬1140

平成16年 3月 8日 就任 任期 4年

鳥取県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第3工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第4工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業北面地区農業用排水及び暗きょ排水）について、平成16年3月25日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第234号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字田代字成林637、649、650の1
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第235号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所1735の93

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名和岸本線	西伯郡大山町赤松字地道ノ下481 - 1地先から同町赤松字池ノ奥1700 - 29地先まで	変更前	3.5 ~ 17.5	857.0
		変更後	13.0 ~ 62.0	842.0

鳥取県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
名和岸本線	西伯郡大山町赤松字地道ノ下481 - 1地先から同町赤松字池ノ奥1700 - 29地先まで	平成16年 3月31日

鳥取県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉市都市計画下水道 倉吉市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第239号

鳥取県土地利用基本計画を平成16年3月26日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中倉吉市、泊村、東郷町、三朝町、関金町及び赤碕町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県県土整備部都市計画課、倉吉市企画部企画課、泊村企画水道課、東郷町企画観光課、三朝町企画観光課、関金町総務課及び赤碕町商工企画課に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

平成16年2月6日付鳥取県告示第84号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 11

誤 字西釜戸684、685、685の1、686の1、681の1

正 字西釜戸684、685、685の1、686の1、字西谷北681の1